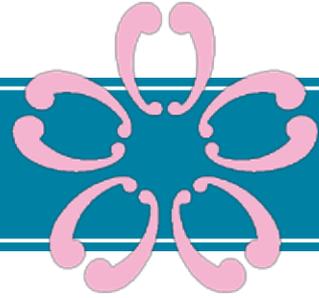


I 序 論



市の木 桜



市の花 花菖蒲

1 計画策定に当たって

(1) 総合計画の目的

本市は、昭和49年度の第1次佐倉市総合計画策定以来、歴史、自然、文化に恵まれた地域性に重きを置きながら、まちづくりに尽力してきました。

平成23年度に開始した第4次佐倉市総合計画において、本市は、『歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～』を将来都市像に掲げ、長い年月にわたり積み重ねてきた地域資源を次世代に引き継いでいくとともに、市民一人ひとりの「佐倉への思い」がかたちになるような、全ての人に優しく活力あるまちづくりを目指し、取組を進めています。

しかしながら平成23年度以降、社会情勢は刻一刻と変化し続けています。特に、平成23年度に本市の総人口が減少傾向に転じ、今後、本計画の描く将来都市像の前提である「定住人口の維持」「交流人口の増加」「選ばれるまちづくり」の重要性は、計画開始当初より大きなものとなっています。

また、東日本大震災を教訓とした災害対策や、公共施設老朽化対策、空き家対策など、社会情勢の変化にともない表面化した問題は数多く、これらに対応するためには、策定当初の第4次佐倉市総合計画ではもはや十分ではなく、本市は大きな変革期を迎えているといえます。

こうした時流の中、第4次佐倉市総合計画は平成27年度に前期基本計画が終了し、平成28年度に後期基本計画へ移行します。移行に当たって本市は、時代を見すえ、市民の生活を焦点としながら、市民とともに本市の繁栄を創造する市政を目指し、見直しを行う必要があります。

以上のことから、後期基本計画において大きく見直す点は以下になります。

- ① **人口減少・少子高齢化問題を本市における喫緊の課題として、これらにかかる対策を重点施策と位置付けます。(P.28～)**
- ② **全ての施策の取組と課題を検証し、施策の内容を更新します。(P.40～)**
- ③ **総合計画全体の期間を首長任期と連動させて1年短縮し、また、重複する内容の施策を整理・統合することにより、計画の効率化と施策効果の向上を図ります。(P.5～)**

今後50年、100年と、厳しい社会情勢の中にあっても本市が歩み続けていくために、これらの見直しを通じて計画を再構築して、第4次佐倉市総合計画後期基本計画を策定し、将来都市像『歴史 自然 文化のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～』の達成に向け、一層取り組んでいきます。

(2) 総合計画の構成

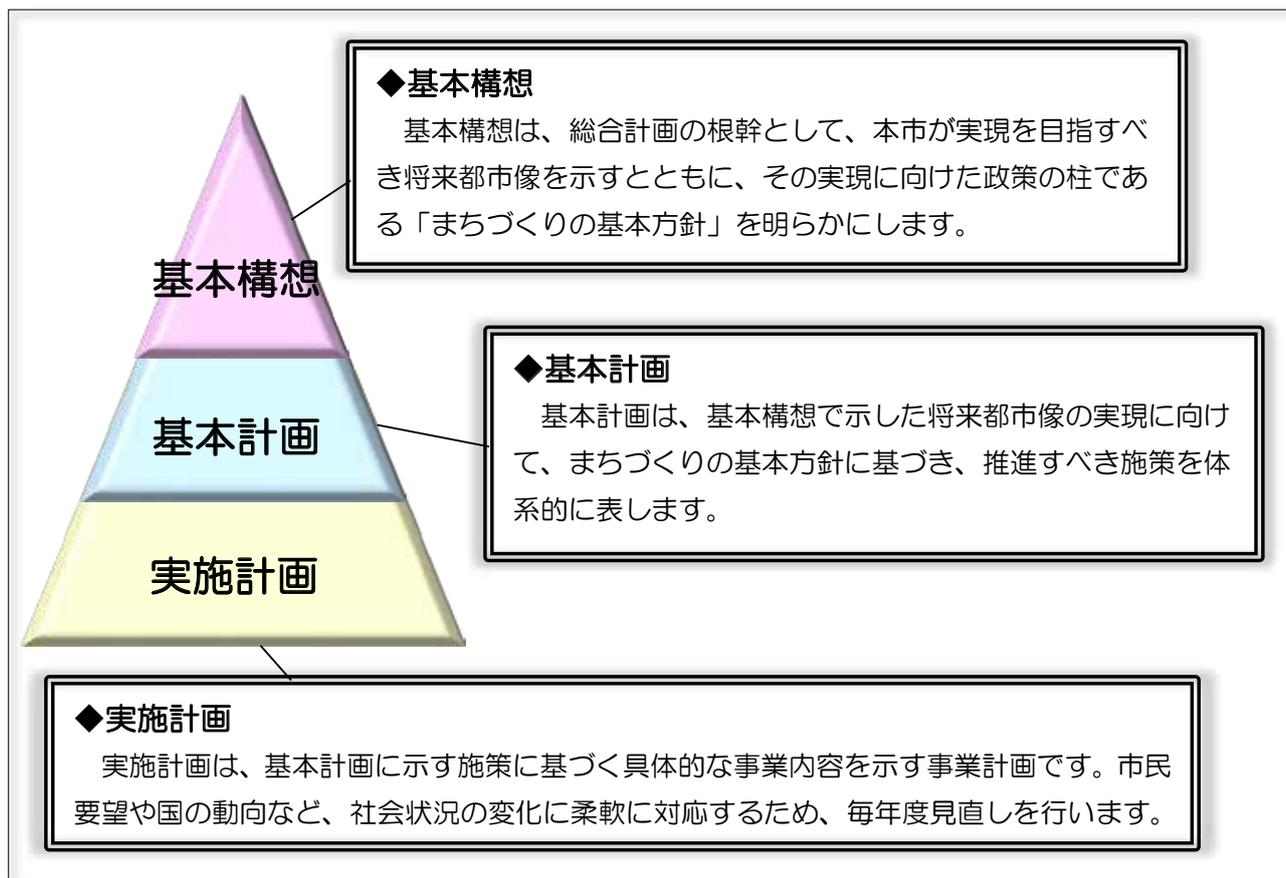
1 総合計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの中心となるマスタープランというべきもので、産業、福祉、教育、都市基盤整備など、多岐にわたる個別の行政計画を統括するものです。個別の計画との整合を図りながら、まちづくり全体の方向性や重点とすべき問題など、分野横断的視点をもって佐倉市の今後の政策を定め明らかにするものです。

2 総合計画の構成

第4次佐倉市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構成となっています。この構成は、後期基本計画においても維持します。

計画の構成図

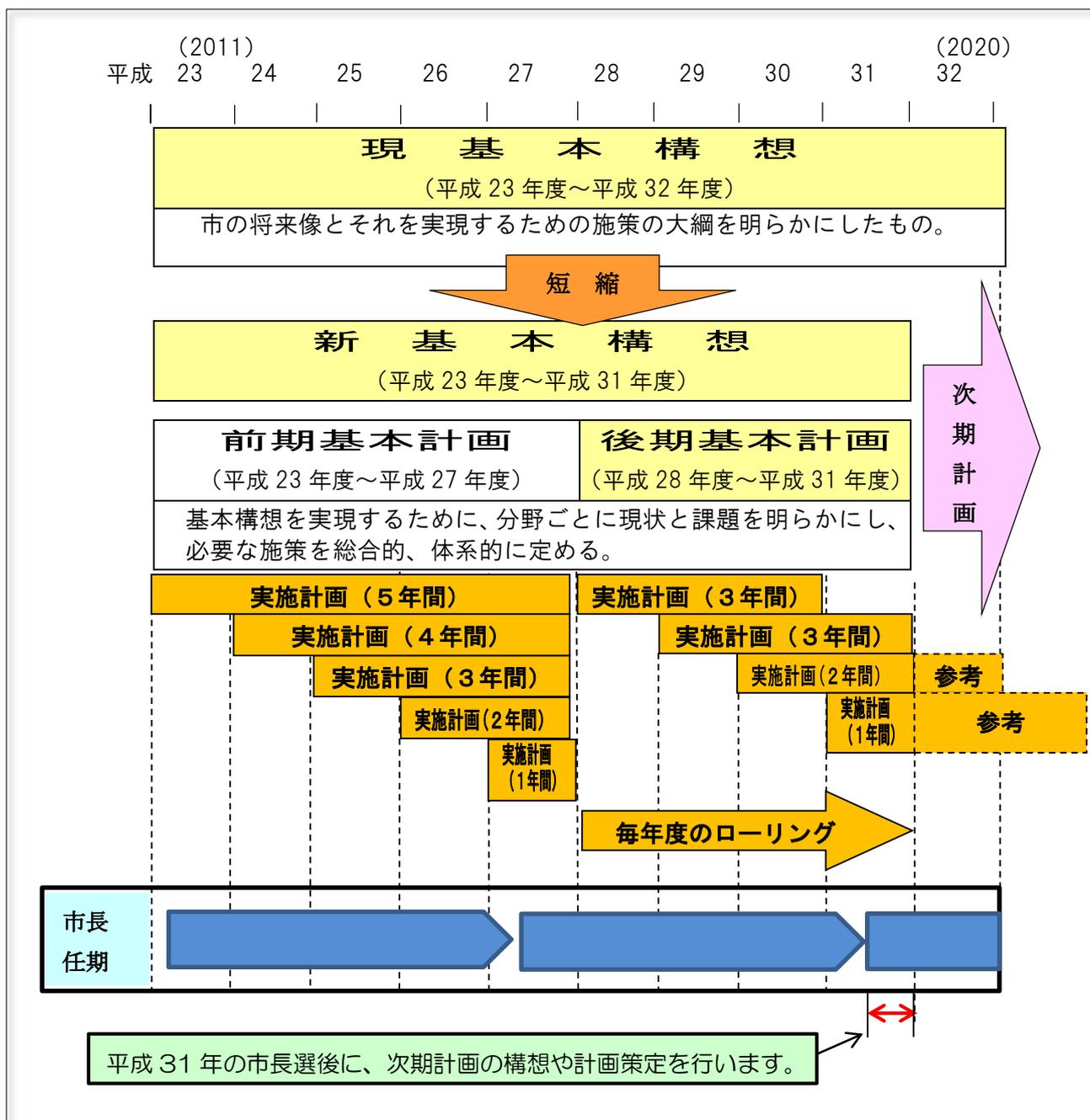


3 総合計画期間の見直し

第4次佐倉市総合計画は、策定時には平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間を計画期間としていました。しかし、まちづくりの方向性を定める総合計画は、首長の施策方針と不可分であることから、首長の任期と総合計画期間を連動させることとします。

これに伴い、基本構想を1年短縮し平成31年度（2019年度）まで、基本計画も平成31年度（2019年度）までの4年間の計画とし、実施計画も3年間として毎年見直しを行います。

計画の構成と期間（イメージ図）



平成31年の市長選後に、次期計画の構想や計画策定を行います。

4 基本施策の整理・統合・追加

前期基本計画においては、57の基本施策による体系に基づき、施策を展開してきました。しかし、基本施策の中には類似する施策が多々あり、市民にとっての分かりにくさ、行政にとっての達成度や進捗管理の煩雑さにつながっていたため、後期基本計画策定に当たっては、基本施策の整理・統合・追加を図り、見やすく効率的な計画の見直しを行います。



佐倉城址公園



武家屋敷



佐倉市民花火大会



佐倉ふるさと広場



佐倉市民音楽ホール



佐倉市立美術館

2 計画をめぐる背景

(1) 佐倉市の概況

1 プロフィール

本市は、千葉県北部、下総台地の中央部に位置し、都心から約40kmの距離に位置しています。また、成田国際空港から西へ約15km、県庁所在地の千葉市から北東へ約20kmの距離にあり、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.69km²の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが、印旛沼に注いでいます。標高30m前後の下総台地は北から南へ向かうほど徐々に高くなります。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路網を形成しています。また、平成26年には都市計画道路3・4・15勝田台長熊線志津霊園関連区間が開通し、今後、国道296号の渋滞緩和が期待されます。加えて市外においては平成27年に圏央道神崎JC～大栄JC間が開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



2 沿革

本市周辺は、印旛沼及びその周辺河川がもたらす水利の良さと、比較的温暖な気候に恵まれていたことから、古くは旧石器時代から人々が活動し、様々な時代の遺跡が数多く分布しています。

古代から中世にかけて、現在の霞ヶ浦から印旛沼、手賀沼に広がる“香取の海”とよばれる大きな内海があり、沿岸地域の人々は“香取の海”を通じて広く列島各地と交流し、特色ある文化を築き上げました。

中世には、市内に臼井城や岩富城が築城されました。戦国時代には、本佐倉城を拠点とする千葉氏や原氏などが市域周辺を支配していました。

天正18年（1590年）以降は関東に入った徳川家の支配するところとなり、その有力家臣の土井利勝によって佐倉城が築かれ、その後城下町としての機能も整備され、北総地域の重要な政治・行政の拠点として位置付けられました。また、佐倉新町を中心として商工業が発達し、江戸からの街道筋としての臼井、寒川港からの街道筋としての馬渡が宿場町として発展しました。

幕末から明治にかけては、日米修好通商条約締結交渉の幕府側責任者である堀田正睦、佐倉順天堂を開いた蘭医の佐藤泰然、洋画家の浅井忠、農学者の津田仙、日本の近代女子教育の先駆者である津田梅子や佐藤志津など、数多くの佐倉ゆかりの先覚者がいます。

また、明治時代から第2次世界大戦の終了まで、陸軍の兵営（歩兵第2連隊・歩兵第57連隊）が佐倉城跡に置かれ、連隊の街として賑わいをみせました。

戦後の復興期を経て、昭和29年3月に、佐倉町・臼井町・志津村・根郷村・弥富村・和田村の6町村の合併により、佐倉市が誕生しました。その後、旭村及び四街道町（当時）の一部が編入され現在に至っています。



印旛沼



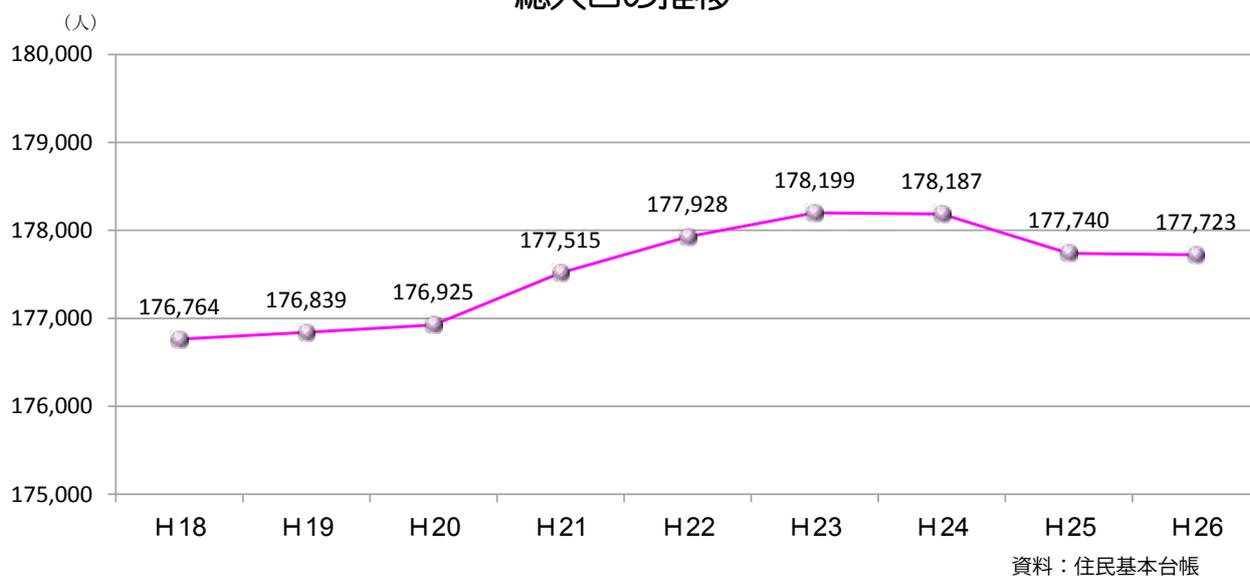
佐倉城跡

3 人口

本市の人口は、これまで緩やかな増加傾向でしたが、平成23年度の178,199人をピークにわずかずつではあります減少局面に入っており、平成26年度の人口は平成23年度比で476人の減少となっています。

平成18年度以降の年齢3区分別人口を見ると、65歳以上の老年人口は増加の一途をたどる一方で、生産年齢人口は減少を続けています。年少人口は、22,000人前後で推移しながらもゆるやかに減少しています。

総人口の推移



年齢3区分別人口の推移



4 財政

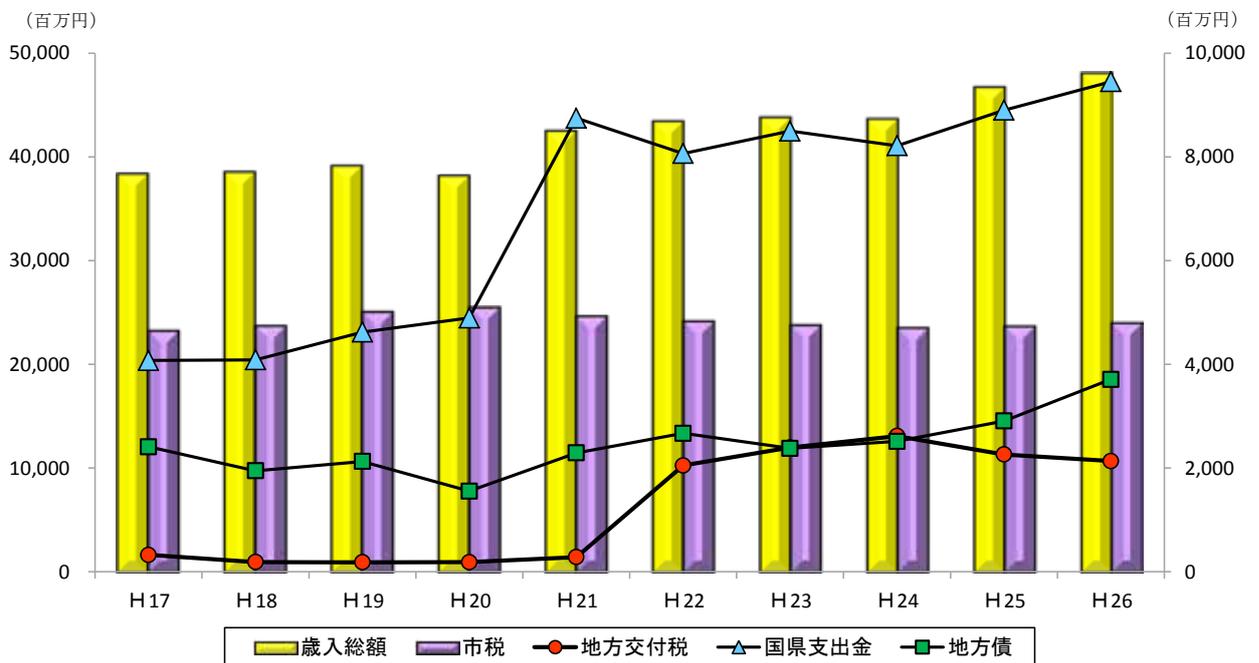
(1) 歳入（普通会計）

本市の歳入は、平成 17 年度～平成 20 年度にかけて 400 億円を割りこんでいましたが、平成 21 年度以降概ね 430 億円前後で推移し、平成 26 年度には平成 17 年度以降もっとも多い約 481 億円となっています。市税は、概ね 240 億円で推移し、歳入の約 5 割を占めています。また地方交付税は平成 22 年度に、国県支出金は平成 21 年度に大幅に増額しています。地方債は、毎年 20 億円前後で推移していましたが、平成 26 年度は約 37 億円の増額しています。

歳入（普通会計）の推移

(単位：百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳入総額	38,390	38,545	39,163	38,201	42,537	43,462	43,828	43,671	46,745	48,093
市税	23,201	23,677	25,035	25,453	24,606	24,129	23,767	23,480	23,627	23,959
地方交付税	325	187	182	184	283	2,051	2,394	2,616	2,261	2,133
国県支出金	4,075	4,086	4,622	4,893	8,747	8,064	8,496	8,215	8,900	9,446
地方債	2,411	1,946	2,126	1,554	2,291	2,669	2,380	2,515	2,905	3,709



資料：佐倉市財政課まとめ

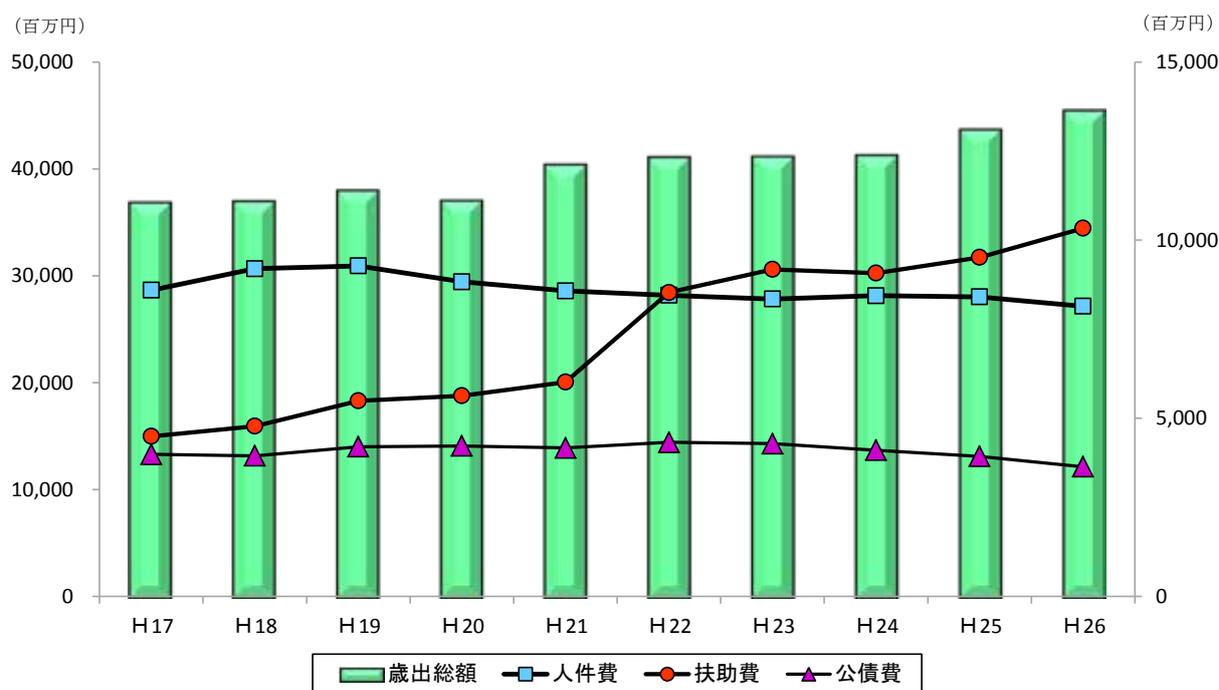
(2) 歳出（普通会計）

本市の歳出は、平成17年度～平成20年度にかけて400億円を割りこんでいましたが、平成21年度以降概ね400億円を越え増加傾向で推移しており、平成26年度には約454億円となっています。人件費は、平成19年度の約93億円をピークに減少傾向にあります。扶助費は平成22年度に大幅に増額して、以後増加傾向にあり、平成26年度には約103億円となっています。公債費は、毎年40億円前後で、平成22年度以降は減少傾向で推移しています。

歳出（普通会計）の推移

(単位：百万円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳出総額	36,834	36,961	37,946	37,010	40,370	41,072	41,137	41,264	43,651	45,432
人件費	8,596	9,200	9,278	8,831	8,578	8,452	8,348	8,444	8,408	8,147
扶助費	4,494	4,781	5,494	5,633	6,016	8,533	9,182	9,076	9,516	10,337
公債費	3,987	3,949	4,201	4,224	4,170	4,328	4,289	4,106	3,933	3,640



資料：佐倉市財政課まとめ

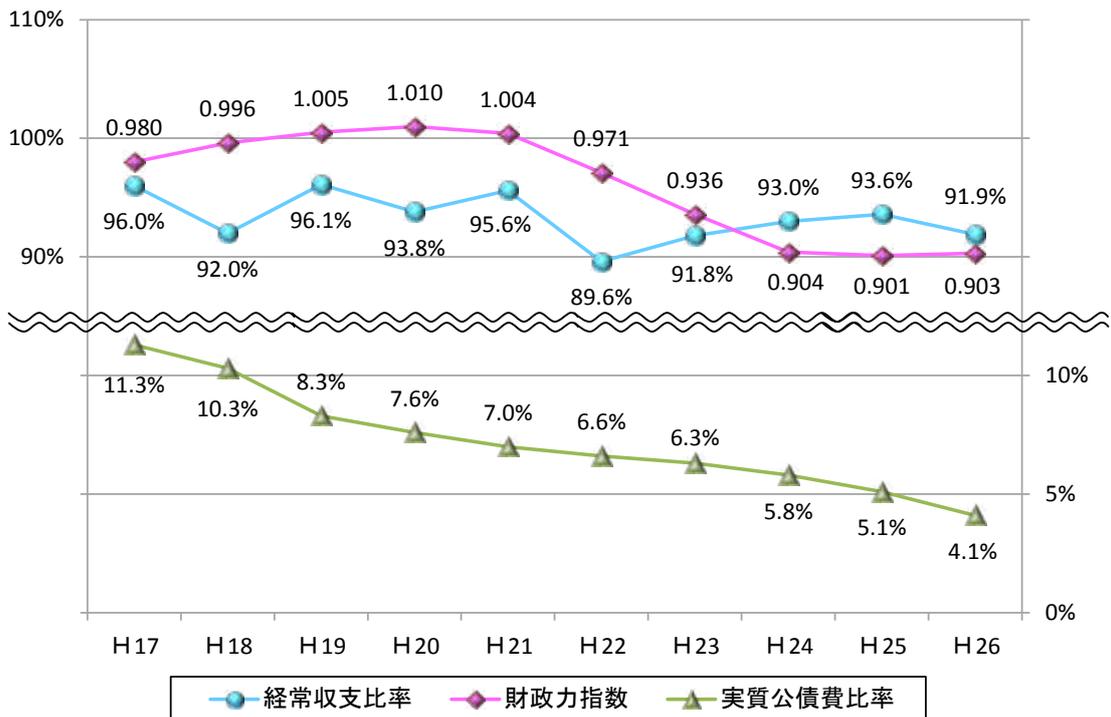
(3) 財政指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの指標）では、実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率の3指標は、いずれも算定結果がマイナスとなり該当せず、また収入に対する実質的な負債返済の割合を示す実質公債費比率は減少が継続しており、平成20年度以降は4～7%程度で推移し、早期健全化基準である25%を大きく下回るなど、良好な数値を維持しています。

しかしながら、少子高齢化の進行により、一般財源収入のうち固定的な支出（人件費、扶助費、公債費など）の割合を示す経常収支比率は、概ね90%以上で推移しており、弾力的運用のできる財源が少ない状況が続いており、財政の硬直化が進んでいるといえます。

また、財政運営の自主性を示す財政力指数は平成22年以降、1を割りこんでいます。（1を上回ると、普通地方交付税の不交付団体となります）

財政指標の推移



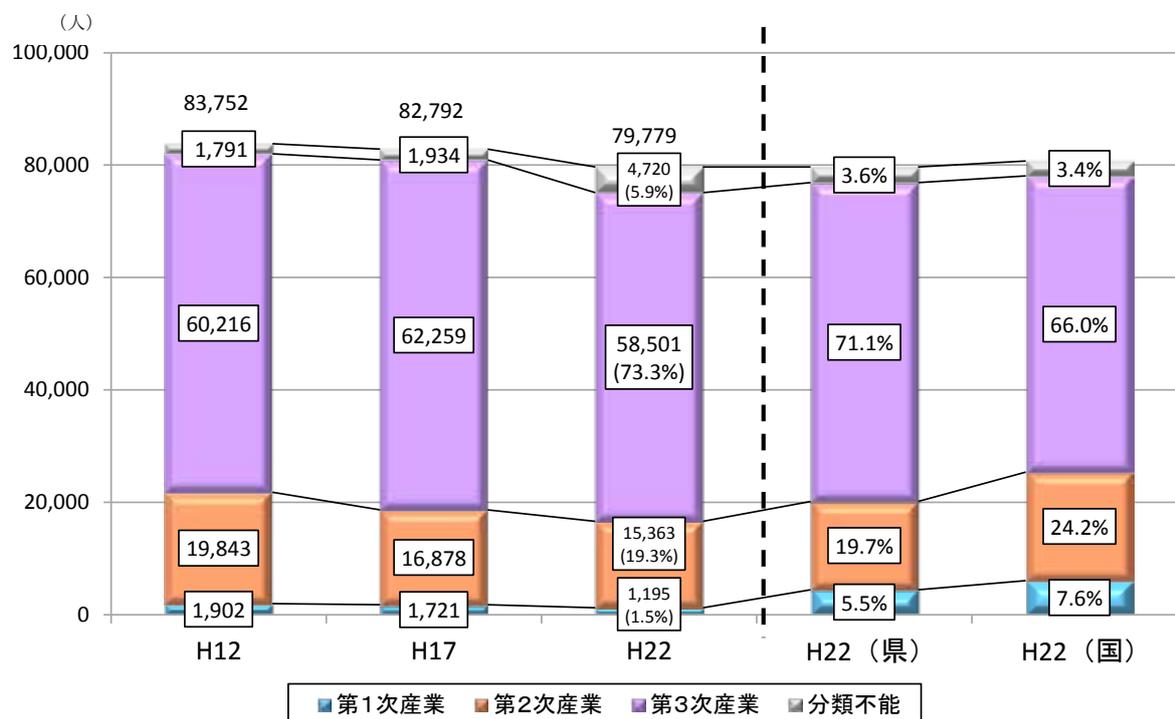
資料：佐倉市財政課まとめ

5 産業構造

(1) 産業別就業人口

国勢調査による平成22年の就業人口は79,779人で、総人口177,928人の44.8%を占めています。産業区分別の内訳は第1次産業が1,195人(就業人口の1.5%)、第2次産業が15,365人(同19.3%)、第3次産業が58,501人(同73.3%)で、第3次産業の就業割合が高くなっています。平成22年の千葉県や全国から比較して、第3次産業就業者の割合が多くなっています。

市内在住者の産業別就業人口の推移

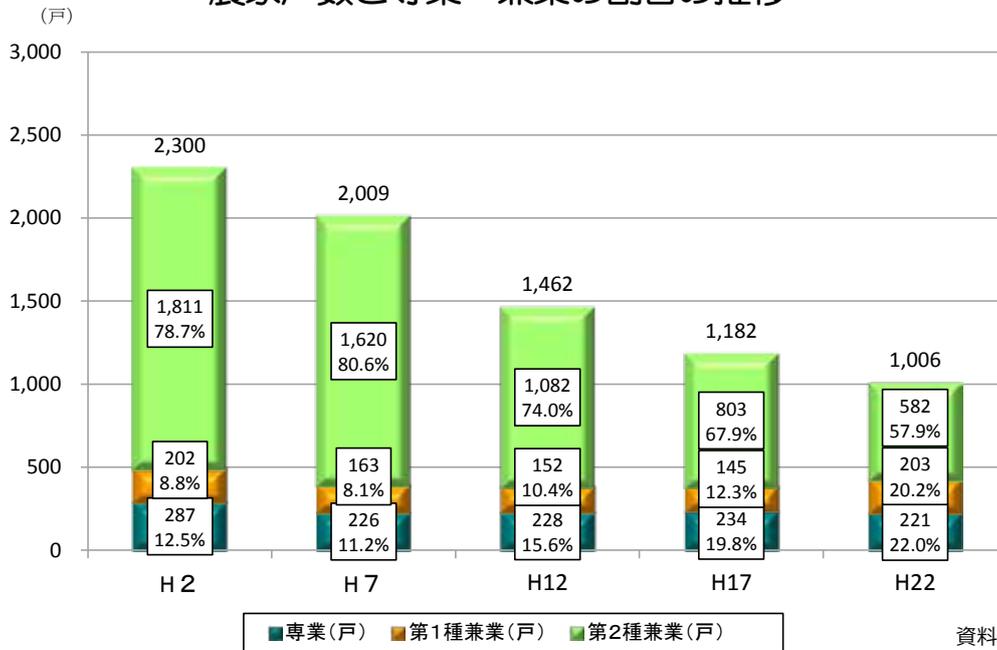


資料：国勢調査

(2) 農業

農林業センサスによると、本市の農家戸数は平成2年から平成22年までに半数以下になっていますが、専業農家戸数は概ね横ばいで、農家全体における割合は増加しています。一方、兼業農家戸数の減少は顕著で、第1種兼業農家戸数と第2種兼業農家戸数の合計は、平成2年から平成22年の間に約61%減少しています。

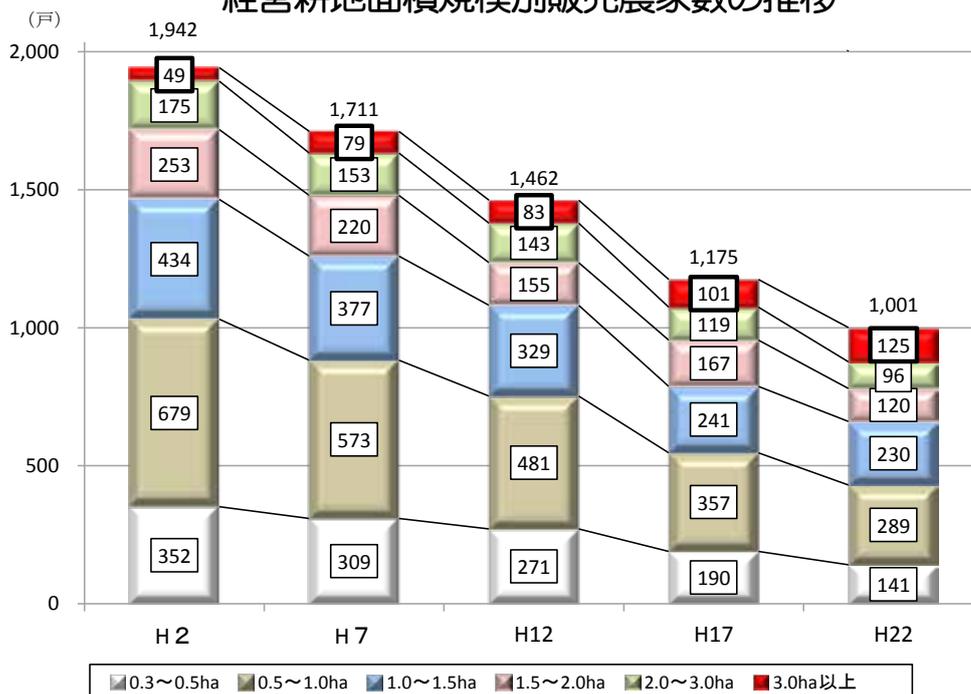
農家戸数と専業・兼業の割合の推移



資料：農業センサス

経営耕地面積規模別に見ると、1ha以下の耕地農家の割合は減少する一方、3ha以上の耕地農家の割合が増加しており、農地の集約化が進んでいます。

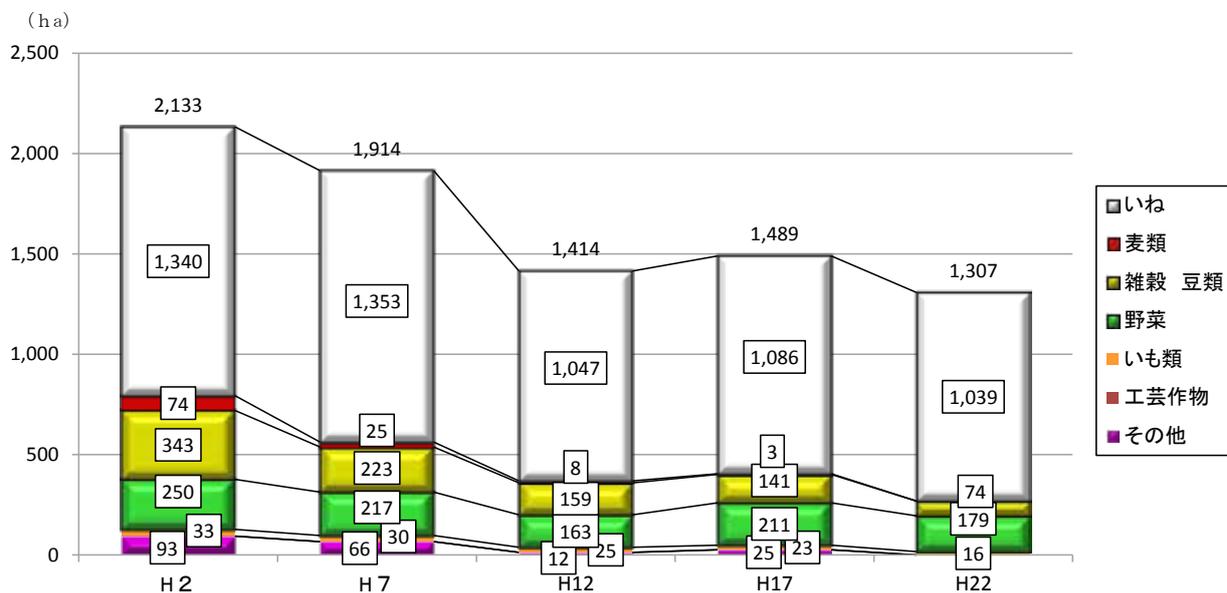
経営耕地面積規模別販売農家数の推移



資料：農業センサス

農作物の類別収穫（栽培）面積は、平成2年から平成22年までに約39%減少しています。特にいねの収穫（栽培）の減少面積が大きく、約300ha減少しています。

農作物の類別収穫（栽培）面積



資料：農業センサス

(注1) 平成22年以降は販売農家の集計。露地栽培のみ。

(注2) 端数処理の関係から、合計と内訳の計が一致しない場合があります。



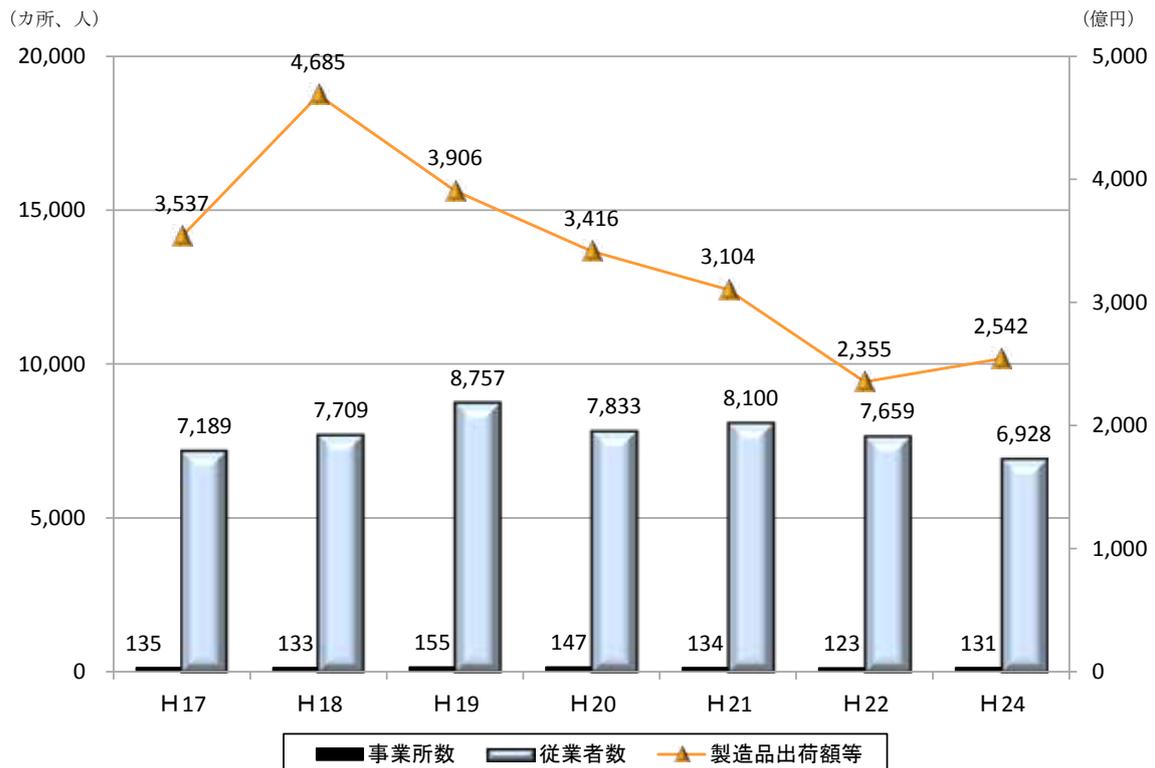
田園風景

I 序論

(3) 工業

平成 24 年の事業所数は 131 力所、従業者数は 6,928 人、製造品出荷額等は 2,542 億円となっています。事業所数は、平成 19 年に 155 力所となっていますが、それ以外の年は概ね 130 力所で推移しています。従業者数も平成 19 年をピークとして、やや減少傾向がみられます。製造品出荷額等は平成 18 年の 4,685 億円から減少傾向が続き、平成 24 年は若干回復したものの平成 18 年の概ね半分の水準となっています。

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



資料：工業統計調査、経済センサス活動調査

(注 1)：従業者 4 人以上の事業所の数値。

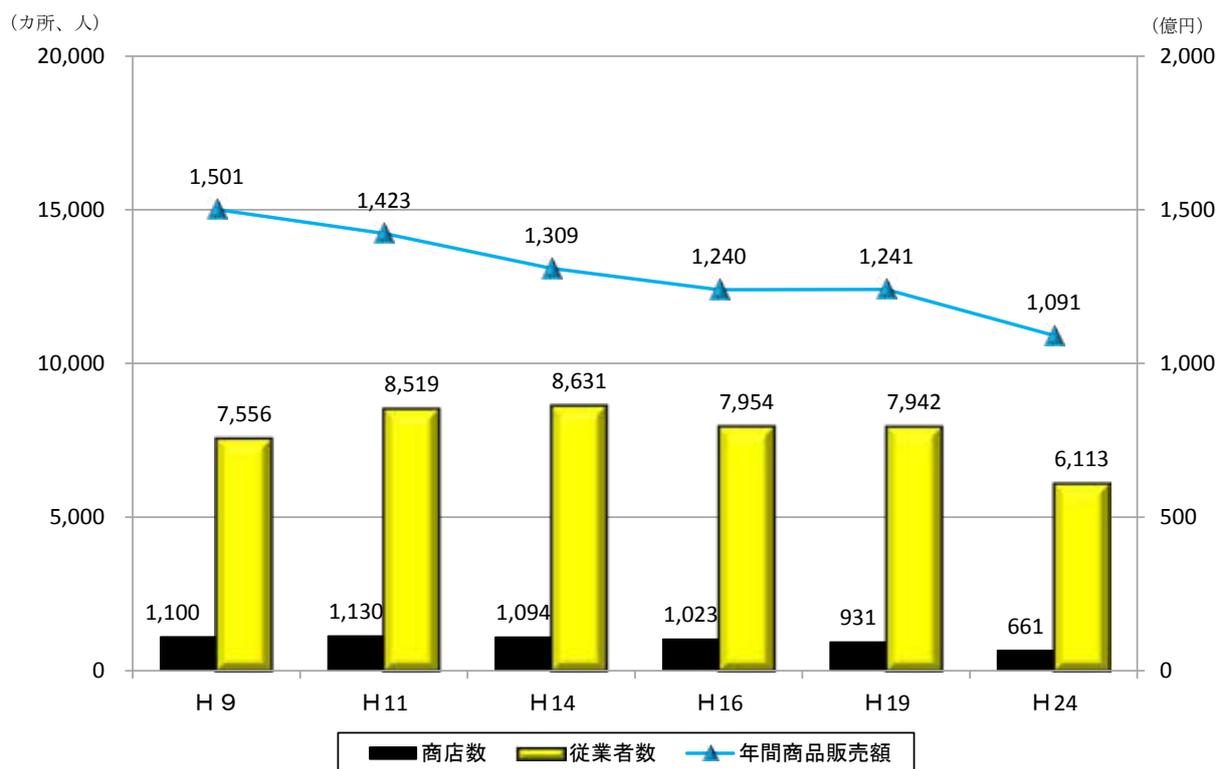
(注 2)：平成 23 年は工業統計調査未実施。

(注 3)：平成 24 年度は経済センサス活動調査の値。

(4) 商業

平成 24 年の商店数は 661 力所、従業者数は 6,113 人、年間商品販売額は 1,091 億円です。これらはいずれも近年減少傾向にあり、特に商店数はピーク時（平成 11 年）の 6 割程度となっています。

商店数・従業者数・年間商品販売額等の推移



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

(注)：平成 24 年度は経済センサス活動調査の値。

(5) 観光

観光客の年間入り込み数は、平成 21 年の 151.8 万人をピークに、平成 23 年度は震災の影響により大きく落ち込みましたが、平成 26 年には震災以前の水準まで戻っています。

観光客年間入込数

資料：平成 19 年～平成 23 年は千葉県統計年鑑
平成 24 年～平成 26 年は佐倉市統計

(2) 佐倉市の主要課題

1 人口減少、少子高齢化への対応

本市の人口は、これまで緩やかに伸びてきましたが平成 23 年をピークに減少へ転じており、以後わずかずつではあります毎年減少を続けています。

平成 26 年に本市が行った推計によれば、本計画終了年の平成 31 年には平成 26 年比の約 2,000 人減少が予想されるだけでなく、平成 52 年（2040 年）には平成 26 年比の約 36,000 人減少が予想されます。また、総人口の減少だけでなく少子高齢化も進行が予想されており、平成 52 年（2040 年）には総人口の約 4 割が高齢者（65 歳以上）になることが予想されます。

少子化への対策として、本市は保育サービス、学童保育の拡充や小児救急医療の整備、こども医療費助成、病後児保育など子育て環境の整備に努めるとともに、結婚相談や婚活支援イベントなどの結婚支援も推進しています。しかしながら少子化対策はどれか一つの施策を講ずれば効果が表れるわけではなく、総合的かつ長期的に取り組んでいかなければなりません。結婚支援や、子育て・教育環境の充実、親の不安や負担の軽減、安定した雇用、労働環境の整備など、結婚、妊娠・出産、子育て、教育、仕事の各段階に応じた決め細やかな支援を更に行っていく必要があります。また、これらに加え、子育て世代を誘引し、定住を促す取組も必要となっています。

団塊の世代が後期高齢者となり、後期高齢者人口がピークを迎える平成 42 年（2030 年）に向けて、医療や介護の需要がますます増加していくものと予測され、本市の介護保険の要支援・要介護の認定者数も増加していく見通しです。

このような状況から、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、既存の介護サービスのみならず、介護、医療、予防、生活支援、住まいの各種サービスを適切に組み合わせて提供される「地域包括ケアシステム」の更なる構築と介護保険制度の持続可能性の確保を図ることが重要となります。

また、高齢者が地域で心豊かに過ごすため、地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、生活支援・介護予防の充実などを進め、全ての世代にとって住み続けたいと思えるまちづくりを、包括的かつ継続的に推進する必要があります。

2 歴史、伝統の継承と活用

寛政 4 年（1792 年）に佐倉藩主堀田正順によって創設された、現在の千葉県立佐倉高等学校の前身である藩校「学問所」が設けられ、学問や武芸が奨励されました。また、藩主堀田正睦の招きを受けた蘭医佐藤泰然が天保 14 年（1843 年）に開いた蘭医学の塾である佐倉順天堂では、西洋医学による治療と同時に医学教育が行われていました。こうした城下町として培われた文武両面にわたる文化、好学のもとに、進取の精神に富み優れた業績を残した先覚者を数多く輩出しました。

価値観が多様化する時代の中であって、市民がより豊かな生き方をするためには、自分たち

が暮らす地域を見直し、愛着を見出すことにより、故郷意識を持つことが大切だと考えています。そのためには、地域の歴史を学び、伝統の継承と活用を行う必要があります。

3 豊かな自然環境の保全と活用

本市は、首都圏近郊の衛星都市として発展してきましたが、緑豊かな自然環境が保全されており、都市と農村が共存して多様なまちづくりを進めている魅力あふれた田園都市です。特に、四季折々に豊かな色彩を見せる印旛沼は、人々に安らぎを与えてくれる憩いの場として市民に愛されています。

また、台地を刻む地形である谷津は、水田、湧水、小川、斜面林などにより構成され、谷津独特の多様な生物の生息地であるとともに、水源や水質浄化、農業の基盤として、人々に恵みをもたらせてきました。

このかけがえのない貴重な自然環境は、本市の主要な景観でもあり、これらの自然環境をできる限り変わらない姿で未来に引き継いでいく必要があります。

しかし、自然環境の保全と活用は、行政の取組だけでは限界があることから、市民、事業者、行政が手を携えていく必要があります。

4 芸術・文化の創出

本市には、市民の好きな場所、紹介したい場所として挙げられる国立歴史民俗博物館や川村記念美術館、市立美術館、塚本美術館、佐倉市民音楽ホールなど多くの芸術拠点が 있습니다。

この芸術拠点においては、国内外の質の高い展覧会や演奏会が、年間を通じて開催され、市内外から多くの方々が訪れています。

また、重要文化財旧堀田邸、武家屋敷、千葉県指定史跡佐倉順天堂記念館などの文化財施設をはじめとして、井野長割遺跡、本佐倉城などの国指定史跡など、多くの指定・登録文化財を有しています。

これらの博物館、美術館、文化財施設、史跡などは、市民の手が届く範囲にある貴重な教育資源であるとともに、観光資源としても保存・活用の場が広がっています。

今後は、これら文化芸術の拠点を更に活用し、文化活動を支援するとともに、すぐれた芸術に触れる機会を増やし、新たな文化・芸術が創造される環境を作る必要があります。

5 安心して暮らせるまちづくり

市民の生命と財産を守ることは、自治体の重要な課題であり、災害に強く犯罪や交通事故の少ない、市民が安心して暮らせるまちづくりが求められています。

東日本大震災以降、想定外の災害が毎年全国的に発生しており、大規模災害にあっては行政による対策・対応だけでなく、市民一人ひとりや地域が助かり助け合うための防災意識の向上や対策に取り組む必要があります。

また、本市における犯罪発生件数は近年減少傾向ですが、子どもや高齢者が被害にあう凶悪犯罪が近年全国的に多発しており、市民の安全な生活を確保するために、防犯活動の強化が急

務となっています。

今後、既存施設などの耐震化施策を計画的に進め、災害などを想定して消防署をはじめとする防災関連機関との連携強化を図るなどの防災対策や、警察署などをはじめとする防犯関連機関との連携強化を図るなどの防犯対策に努める必要があります。こうした行政としての体制強化だけでなく、地域の自主防災組織、自主防犯活動の支援、地域防災の担い手である防災リーダーの育成など、地域住民主体の自主的な活動を促進し、誰もが住み慣れた地域で住み続けられるよう、市民・地域・行政が一体となって安全安心なまちづくりに努める必要があります。

6 地域産業の発展、交通網の充実、近隣市町との連携

市民の日常の暮らしを支える地域産業の発展及び交通網の充実を図ることは、地域経済の活性化や地域全体の活力向上、日常生活の利便性の確保につながる重要な課題です。

本市は、首都圏近郊という立地条件を活かし、商工業や農業などの地域産業の発展に努めるとともに、市民の通勤、通学、買い物などにおける交通の確保に努めてきました。今後も、豊かな市民生活を支える地域の活力を向上させるため、従来からの地域産業の更なる充実や新しい産業振興に取り組むとともに、高齢社会における日常生活の利便性を向上させる交通網の充実に取り組む必要があります。

更に、近隣市町においては、平成 22 年 7 月に開業した成田スカイアクセス、成田国際空港及び周辺の集客施設、圏央道などの延伸などにより、地域経済の活性化が見込まれることから、本市においても近隣市町との連携を強化する必要があります。

7 財政基盤の強化

人口減少、少子高齢化、地方分権の進展などにより、今後、本市の財政を取り巻く環境はますます厳しい状況となることが予測されます。本市の財政状況は、地方税や交付税などの一般財源の歳入に合わせた財政規模となっていますが、社会保障経費等の増大により経常収支比率が高くなっていることから、様々な施策展開を行うために十分な財源が確保できている状況ではありません。

これを踏まえ、平成 25 年より本市は第 5 次行政改革に取り組んでおり、その中で財政基盤の強化についても取組を進めています。

今後も、本市の歴史、自然、文化を基軸とした地域経済の活性化による雇用機会を確保し、安定的な財源確保に努めるとともに、本市の持つ地域資源を活用した新たな産業の創造など、新しい財源確保に努める必要があります。

8 市民協働によるまちづくりの推進

少子高齢化、核家族化の進行、地域住民相互のつながりの希薄化、東日本大震災を教訓とした災害対策の転換などに伴い、私たちを取り巻く環境は、今、大きく変化しており、市民一人ひとりの公共サービスへのニーズもこれまで以上に多様化、複雑化しています。

これまで公共サービスは、その多くを行政が担ってきましたが、社会環境の変化や市民二一

ズなどの質的变化に対しきめ細かな対応が求められる今日、従来の行政の公平性や平等性を原則とした画一的なサービスでは限界があります。

一方で、自発性・自主性に基づく市民活動は、必要なところから、身近なところから、できるところから、どこからでも取り組むことができます。

このようなことから、これからの公共サービスは、行政主導で進めていくのではなく、支える人、支えられる人という構図から誰もが支え、支えられる社会を目指し、市民、行政の相互理解と連携、協働で進めていくことが重要となります。

9 住宅・住環境の改善

住まいの根本は、暮らしと安全・安心を実現するために市民個々が慈しみ育ててきた自身の住まいの価値を、維持・増強することです。長年にわたり快適な生活を送るためには、居住する住宅そのものの性能を高めることや、適正な維持管理を行う必要があります。また、人々が生活を営む地域社会において、隣近所同士の人のつながりを深め、地域における見守りや助け合い精神を育むことは大変重要です。そのため子どもから高齢者まで、多様な世代が集まり暮らす地域社会において、どの世代も暮らしやすいと感じる周辺環境の整備が必要となります。空き家の有効利用を含めた住宅ストックと、消費者のニーズをマッチングさせるための適切な情報提供の仕組みやそのための施策検討が必要であり、人口減少と、これに伴う税収の減少が予見される中で、交流人口・定住人口の維持、増加を図っていくためには、それぞれの地域特性を把握した施策を展開する必要があります。

10 公共施設等の老朽化対策

過去に建設された公共施設等が今後大量に更新時期を迎える一方で、財政状況は依然として厳しい状況にあります。また、人口減少・少子高齢化などにより今後の公共施設等の利用需要も変化しています。

このような背景をもとに、公共施設等の全体を把握した上で、長期的な視点をもった、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めることにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

したがって、今後とも安全で継続的な施設サービスを確保するためには、佐倉市が所有する道路・橋梁・上下水道などのインフラを含む全ての公共施設等を対象にした「佐倉市公共施設等総合管理計画」の策定を通じて、公共施設等の現況及び将来の利用需要の見通しを整理する中で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を確立し、持続可能な公共施設の最適化を目指す必要があります。

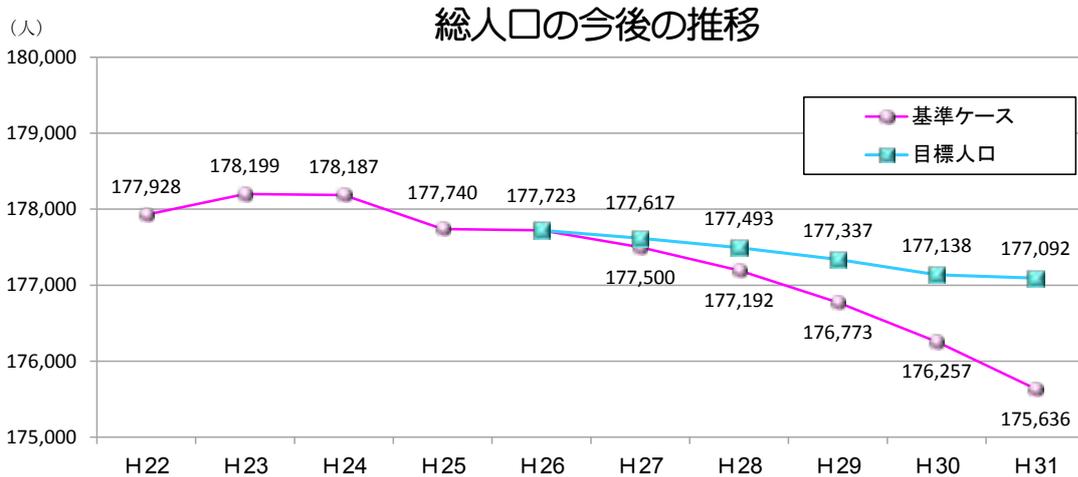
(3) 今後の見通し

1 人口の見通し

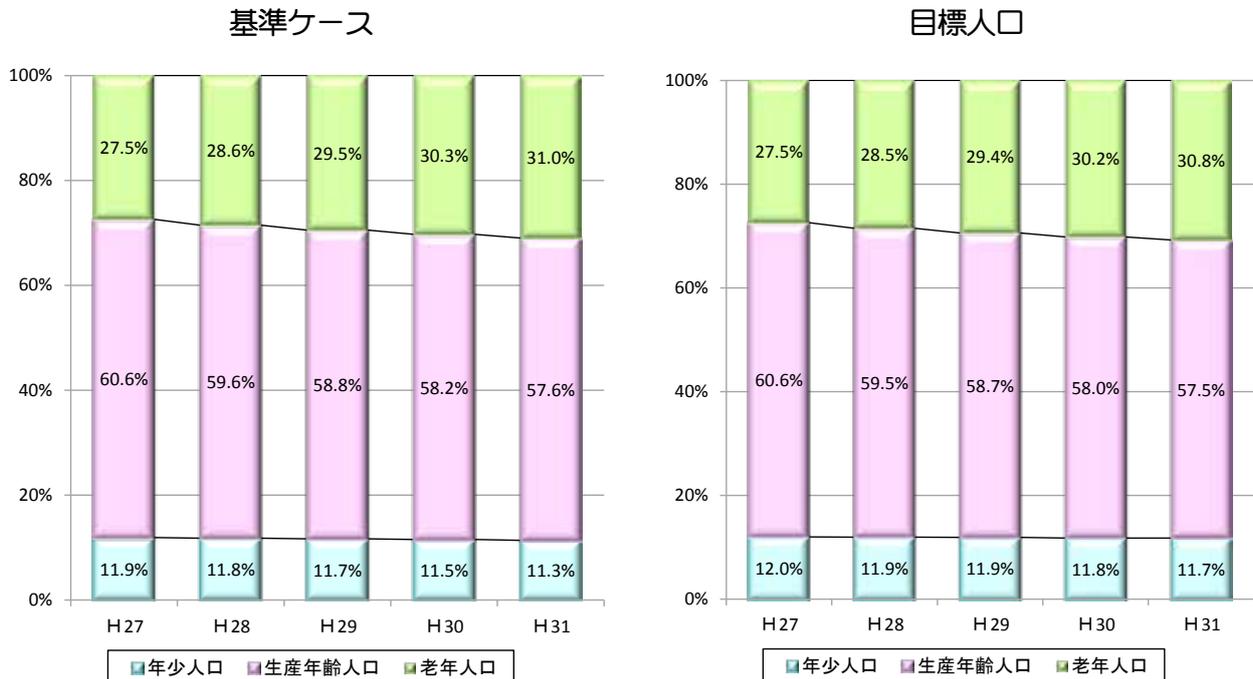
本市の人口の減少局面は、今後も継続することが予測され、平成26年度までの人口推移が継続した場合（基準ケース）、本計画期間の最終年度の平成31年度には、総人口のピークとなった平成23年度の178,199人から約2,600人減少すると思われます。これに対し、佐倉市人口ビジョン（平成27年10月策定）において、出生や転入出に対して施策の効果が最も有効に働いたケース（目標人口）において、平成31年度に177,092人となる推計をしており、本市はその目標に向けて施策を推進することとしています。

一方、年齢3区分別人口で見ると、施策効果があった場合においても、高齢化率は3割を超えるものと予想されます。

※目標人口のケースにおいては、平成31年度に20～30代の転出超過がゼロになる、平成72年度（2060年）に合計特殊出生率が2.38まで段階的に上昇することを仮定しております。



年齢3区分別人口構成比の今後の推移



2 財政の見通し

基準ケースに基づき今後の財政推計を行ったところ、今後の歳入については、国・県支出金や地方債の圧縮を見込むものの、消費税の改正に伴う交付金などの一般会計の増加が見込まれるため、歳入全体としては増加が予想されます。また、今後の歳出については、公債費の圧縮は見込まれるものの、社会保障関連の扶助費や社会資本整備に係る投資的経費の増加を見込むため、歳出全体としては増加が予想されます。

(単位：百万円)

歳入

	28年度	29年度	30年度	31年度	計
市税	23,578	23,702	23,286	23,437	94,003
地方交付税	2,080	2,080	2,080	2,080	8,320
その他一般財源	3,476	3,476	4,176	4,176	15,304
一般財源 計	29,134	29,258	29,542	29,693	117,627
負担金・分担金	301	302	301	301	1,205
使用料・手数料	979	1,011	1,011	1,011	4,012
国・県支出金	9,788	9,646	9,566	9,600	38,600
繰入金	1,200	1,200	1,200	1,200	4,800
繰越金	2,324	2,903	2,607	2,884	10,719
地方債	3,842	3,414	3,374	3,571	14,201
その他	454	454	454	350	1,712
歳入 計	48,022	48,188	48,055	48,610	192,876

歳出

(単位：百万円)

	28年度	29年度	30年度	31年度	計
人件費	8,317	8,375	8,409	8,372	33,473
扶助費	11,038	11,158	11,288	11,520	45,004
公債費	3,131	3,056	2,828	2,789	11,804
義務的経費 計	22,486	22,589	22,525	22,681	90,281
物件費	7,136	7,092	7,105	7,139	28,472
維持補修費	373	373	373	373	1,492
補助費	4,928	4,943	4,900	4,860	19,631
繰出金（経常的）	4,494	4,578	4,636	4,648	18,356
経常経費 計	16,932	16,986	17,014	17,019	67,951
積立金	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
投資的経費	4,299	4,606	4,232	4,762	17,899
その他	400	398	398	398	1,594
歳出 計	45,117	45,579	45,169	45,860	181,725

(注1) 基準ケースの人口の見通しによる推計。

(注2) 端数処理の関係から、合計と内訳の計が一致しない場合があります。